

(ご参考)平成 27 年 2 月 13 日総務省告示第 35 号 精神及び行動の障害(F00－F99)

以下の精神障害を原因とした就業障害の支払可否一覧 <保険金支払可…○ 不可…×>

*実際のお支払いにつきましては、事案ごとの個別判断となります。

中間分類項目	あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社	東京海上日動 火災保険株式会社
F 00－F 09 症状性を含む器質性精神障害	×	○
F 10－F 19 精神作用物質使用による精神及び行動の障害	×	×
F 20－F 29 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	○	○
F 30－F 39 気分〔感情〕障害	○ (F39 詳細不明の気分 〔感情〕障害は対象外)	○
F 40－F 48 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	×	○
F 50－F 59 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	×	○
F 60－F 69 成人の人格及び行動の障害	×	○
F 70－F 79 知的障害<精神遅滞>	×	○
F 80－F 89 心理的発達障害	×	○
F 90－F 98 小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	×	○
F 99 詳細不明の精神障害	×	○